

ロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 こうすけ、まさひろ、こうぞう、ゆうた、ミコ、ココ

被控訴人 国

原告こうぞう意見陳述要旨

2024(令和6)年9月2日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

原告 こうぞう

記

1 「法律上もふうふになりたい」と言うと、

「なぜ結婚にこだわるのか？」

「結婚できずに具体的に困っていることは何か？」

という問いを投げかけられることがあります。

その疑問を投げかけた人が既婚者であれば、逆に私の方からお尋ねしたいのです。

「あなたは、『結婚していないことで何か困った』から、結婚したのですか」と。困ることが具体的にあったから、その解決のために結婚をしたという人もいなくはないでしょうが、多くの人はそうではないでしょう。

ロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

パートナーと結婚ができないことで困ることはたくさんあります。これまでもお話したことはありますが、一つの例をお話しすると、私たち同性カップルは、医療の現場で、選択や判断に関わり助け合おうとする時、家族としては取り扱われないという事態に直面することがあります。

それに対して、「それは法律上の取り決めでなく、医療機関の判断だ」と言われることもあります。確かに、医療機関の判断であり、「私たちは家族として生活しているので、そのように取り扱ってほしい」とその場で宣言すればそのように扱ってくれるのかもしれませんが。しかし同時に、希望通りに扱われない可能性も常に付きまといまいます。そういったことが実際にあることは、この訴訟でも、証拠も提出して示しています。

一分一秒を争う不測の事態の最中ですら、「私たちの関係性をジャッジされ、否定されるかもしれない」と考えさせられることは、法律上ふうふであれば必要のないことです。大変な精神的な負担です。

例として医療機関の話をしました。どれだけ日々を穏やかに堅実に家族として暮らしていても、私たちの関係性について、この国では法的な裏付けは何もありません。パートナーやパートナーの家族の、人生の大事な場面でせめて傍にいたい、という切実な願いすら、運次第で悪い方向に転がる危険性を常にはらんでいます。

このように結婚できないことで困ることは日常のあらゆる場面に潜んでいます。そもそも、

「結婚できないことで、今、何か具体的に困っているのか」

ロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

という問いそのものが、「意思のみで結婚しようと思えば結婚できる」という特権的な存在からの質問なのです。

結婚の自由が保障されていない私たちの「ふうふ」としての平穏な日常は、常に、薄い氷一枚の上で、かろうじて成り立っています。互いの関係性に法的な裏付けなどない私たちの暮らしは、一枚の氷が割れてしまうと、たちまちに崩れ去ってしまいます。

そして、その時になり初めて、法の下での平等の外に置かれていたことに声を上げて、既に手遅れで、自分たちがどれだけ平穏を願い努力しても、取り戻すことはできません。

2 福岡地裁で、憲法24条2項に違反する状態であるという判決が出たことは喜ばしいことでした。しかし同時に、憲法に違反する状態を解消するための手段として、「結婚」以外の選択肢もあり得るという含みを持っているようにも見えました。

司法が、異性愛者には結婚制度を認める一方、私たちには別制度とすることを認めるならば、それは、歴史的に過ちであったとされている、「分離すれども平等」と、どう違うのでしょうか。

高等裁判所の裁判官の皆さんは、私たちの目を見て、「今はこれで我慢しなさい」とおっしゃることができるのでしょうか。

各地の裁判所で違憲判決が出ているにもかかわらず、「注視」を続け、積極的な議論をしない政府に、私たちの人生に関わる判断を委ねないでください。なぜ、私たちが自らを晒し、司法に訴え出なくてはいけなかったか、ぜひ想像してみてください。パートナーと結婚するにいたるまで

ロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

の自身の恋愛遍歴を、裁判の場であらゆる人に話したい人などいないでしょう。

それでも、私たちにはこの方法しか残されていなかったのです。

各種調査でも同性婚法制化に賛成する割合が反対を大きく上回っています。40近くの国で同性婚が法制化されている現在、この日本でのみ別制度で様子見をする意味はないはずで

す。別制度の導入は新たな制度を作るのですから、今既にある結婚を同性間に広げるとの違い、簡単なことではないでしょう。それでも万が一別制度が導入されるということになれば、結婚の自由、法の下での平等はますます遠くなり、日本でも「分離すれども平等」の歴史が残ることになるでしょう。

仮に、そのような事態となったとしても、私たちは結婚の自由、法の下での平等を求めて声を上げることを諦めませんが、きっと、「わがまま」「権利ばかり求める」と、さらなる誹謗中傷を受けるであろうことも容易に想像できます。

3 今年7月3日、最高裁判所が、強制不妊手術を受けさせられた方たちの訴えを認める判決をしました。その後2週間ほどで、首相は「責任は重大」と認めて当事者の方たちに謝罪し、当事者の救済のための法律の整備を行うことを表明し、間もなく、すべての訴訟において反論を撤回し、解決を図るとの基本合意を結ぶことになっています。

裁判所の判決というのは、行政を、立法を、国の在り方を迅速に変えることのできる力を持っているのだ、と改めて痛感しました。

ロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

どうか、私たちと同じように、結婚を望みこの国で生きる当事者に、未来の選択肢をください。人生に希望を描かせてください。

私自身の小さな願いは、高齢の私の母と、パートナーの父が元気なうちに結婚をすることです。双方の親から「おめでとう」と祝福されて結婚できる未来を生きさせてください。

高等裁判所の裁判官の皆さんには、真正面から、結婚の自由を認める判決を期待しています。

以 上